

8 日常生活の援助

1. 補装具の交付と修理費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者の方に対して、身体機能をおぎない、職業その他日常生活の向上を図るため、補装具の交付と修理に対する費用を支給します。

(1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者の方。対象となる補装具の種類は別表(135 ページ)によります。

なお、補装具の交付は、身体障害者更生相談所(東京都心身障害者福祉センター)の判定が必要なものもあります。

また、介護保険該当者は、介護保険の福祉用具と共通する品目については、介護保険が優先されます。

(2) 費用

原則、所得に応じた自己負担(146 ページ)があります。(一定の負担上限額があります)

※所得によっては、費用の支給対象とならない場合もあります。

※令和6年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限は撤廃されました。

< 問合せ > 身 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

難 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

2. 中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器及びその付属品の購入費の一部を助成します。

※原則片耳への支給です。修理費は対象となりません。

※申請前に購入した補聴器は対象となりません。

(1) 対象

次のすべての要件に該当する方

- ①荒川区内に居住している18歳未満の児童
- ②身体障害者手帳(聴覚障がいに限る)の交付の対象となる聴力ではないこと
- ③両耳の聴力レベルが概ね 30dB 以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効

果が期待できると医師が判断する者

(1)対象

原則、所得に応じた自己負担がかかります。(一定の負担上限額があります)

※令和6年4月1日より、所得制限は撤廃されました。

< 問合せ > ☐身 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

3. 日常生活用具の給付

在宅の心身障がい者(児)、難病患者又は医療的ケア児等の日常生活を容易なものとするため、別表(136～144ページ)のような給付を行っています。

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている方、難病患者又は医療的ケア児等。

また、介護保険該当者は、介護保険の福祉用具と共通する品目については、介護保険が優先されます。

(2)費用

原則、所得に応じた自己負担(146ページ)がかかります。(一定の負担上限額があります)

※所得によっては、費用の支給対象とならない場合もあります。

令和6年4月1日より、18歳未満の児童の日常生活用具費に対する所得制限は撤廃されました。

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐難 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

4. 住宅設備改善費の給付

在宅の身体障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため、下表のような給付を行っています。

(1)対象

学齢児以上で身体障害者手帳の交付を受けている方。等級、障がい部位によって給付の種目が限定されます。

※新築工事に併せて実施する場合は対象となりません。ただし、屋内移動設備に限り給付対象となります。

※同一の種目に係る給付は、原則、1世帯当たり1回限りとなります。

※工事後の申請は受付できません。必ず事前にご相談ください。

(2)費用

種目名	給付対象者	基準額
中規模改修	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がい程度が2級以上の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障がい者	641千円
屋内移動設備	学齢児以上で、上肢、下肢又は体幹機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がい程度が1級の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障がい者	機器本体 979千円 設置費 353千円
階段昇降機	学齢児以上で、車椅子利用の下肢又は体幹に係る障がい程度が1・2級の者及び補装具として車椅子の交付を受けた呼吸器・心臓機能障がい1級の者	直線型 700千円 曲線型 1,483千円

原則、所得に応じた自己負担(146ページ)があります。(一定の負担上限額があります)

※所得によっては、費用の支給対象とならない場合もあります。

令和6年4月1日より、18歳未満の児童の住宅設備改善費に対する所得制限は撤廃されました。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

5. ストーマ装具購入費助成事業

ストーマ造設術をし、身体障害者手帳を申請された方に、手帳が交付されるまでの間、購入費の一部を助成します。

(1) 対象

ストーマ造設術者で身体障害者手帳を申請する方

(2) 費用

原則、所得に応じた自己負担があります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

6. 移動支援

社会生活上必要な外出及び社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

(1) 対象

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

①屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者等(同行援護の対象とならない利用に限る)

②身体障害者手帳1級～3級に該当し、両上肢及び両下肢機能の障がい有する方又はこれに準ずる方

③愛の手帳の交付を受けている方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は自立支援医療(精神通院医療)の対象となっている方

⑤区内の特別支援学級、通所施設又は都内の特別支援学校等に通っている方

※介護保険該当者は介護保険のサービスが優先されます。

※原則通勤時の移動は対象外です。

(2)内容

家庭状況、生活状況により、必要に応じて時間数を決定します。

(3)費用

無料

< 問合せ > ☐身 ☐知 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057
☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

7. 緊急一時保護 (区の制度)

保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、「グループホームひぐらし」で一時的に心身障がい者(児)の介護を行います。利用者の方は、あらかじめ登録申請と、健康診断書の提出が必要となります。

(1)対象

区内に居住する在宅の学齢以上の方で次のいずれかに該当する方。なお、介護保険該当者は介護保険のサービスが優先されます。

①身体障害者手帳1～3級の方

②愛の手帳1～4度の方

(2)内容

宿泊を要しない利用、及び宿泊を要する利用があります。

保護者の病気・葬儀・法事などでの利用は、1回につき3日以内です。

保護者の休養や旅行(レスパイト)、学校・団体行事等参加などでの利用は、1回につき3日以内で、年度内2回まで可能です。

(3)実施施設

グループホームひぐらし

荒川区東日暮里2-45-12 電話 5615-2745

受付時間 午前8時から午後6時

食事代 (朝300円 昼400円 夜600円)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

8. 障がい者(児) 日中一時支援事業

○障がい児タイムケア

おもに知的障がい児の日中における活動の場所を確保し、障がい児の家族の就労または日常的に介護している家族の一時的な休息を支援し、障がい児や家族間における交流を図ります。

(1)対象

特別支援学校等に通っている小中高生など

(2)実施施設

おぐのあかり 荒川区西尾久 5-15-15 電話 3810-8858

生活クラブスニーカー 荒川区西日暮里 6-25-3 電話 6240-8204

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○施設タイムケア

障がい者(児)に対して宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、当該施設において、日常生活の援助、日中活動の支援を提供します。

(1)対象

区内に住所を有する身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)であって、当該障がい者(児)の介護を日中できる者がいない方。ただし、次のいずれかに該当する方は、ご利用になれません。

①感染性疾患を有する方

②入院治療を要する方

③その他障がいの程度、状態等により施設において介護をすることが困難な方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

9. 福祉タクシー利用券

外出困難な障がい者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、通院などの健康維持、社会参加による生活圏の拡大等を支援するものです。

(1)対象 ※自動車燃料費の助成要件と同じです

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 下肢又は体幹機能障がい 1～3級
- ②身体障害者手帳 視覚障がい 1・2級 ③身体障害者手帳 上肢機能障がい 1級
- ④身体障害者手帳 内部障がい 1～3級 ⑤愛の手帳 1・2度

(2)交付制限

次のいずれかに該当する方は交付の対象となりません。

- ①対象者又は交付対象者が20歳未満の場合は、対象者の保護者の4月1日基準日における前々年所得が心身障害者福祉手当の所得基準額(145ページ)を超えるとき。
- ②交付対象者が施設入所又は入院しているとき。
- ③交付対象者が自動車燃料費の助成を受給しているとき。

(3)内容

4月を基準に、1年間分としてまとめて4冊の福祉タクシー利用券を交付します。新規の方は、申請の月に応じて、以下の金額相当分の福祉タクシー利用券を交付します。

・4月までに申請された方、翌年度以降対象となった方

1冊11,700円分の福祉タクシー利用券…4冊

・5月以降に申請された方

1冊 3,900円分の福祉タクシー利用券…申請月から翌年3月分まで

(4)利用できるタクシー

荒川区と契約しているタクシー会社

契約しているタクシー会社については、福祉タクシー利用券の最終ページと福祉タクシー利用券発送時に同封している「タクシー会社一覧表」に印刷してあります。

(5)申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳又は愛の手帳
- ②本人(20歳未満の方についてはその保護者)の所得証明書(転入の方のみ)

(6)翌年度以降の利用券について

審査の結果、翌年度以降も交付対象となる方には、各年度3月下旬を目途に翌年度用利用券を送付します。

なお、有効期間内に使用しなかった福祉タクシー利用券は、返却をお願いしています。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

10. 難病患者通院費助成

難病のある方に対し、通院するために利用したタクシー料金の一部を助成します。

(1) 対象

区内在住でタクシー利用時に区が指定する特殊疾病を有しており、難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、東京都単独難病医療費助成又はその他の難病医療費助成を受けている方(申請中の方はご相談ください)

(2) 助成制限

次のいずれかに該当する方は助成の対象となりません。

- ① 4月1日基準日における前々年所得(20歳未満の方は保護者の所得)が心身障害者福祉手当の所得基準額(145ページ)を超える方
- ② 荒川区福祉タクシー利用券の交付又は荒川区心身障害者自動車燃料費助成を受けている方
- ③ 施設入所又は入院している方

(3) 助成額

4か月あたり15,600円を限度として助成します。

(4) 申請に必要なもの

- ① 荒川区難病患者通院費助成金交付申請書兼請求書
- ② タクシーの利用及び通院を証する領収書(写し可)
- ③ 本人(20歳未満の方についてはその保護者)の所得証明書(申請年1月1日に荒川区外に住民票があった方のみ)

(5) 申請方法

タクシー利用月により、申請(請求)期限があります。詳細は、区ホームページ(掲載QRコード)で確認してください。

ア 窓口申請

上記(4)を持参の上、窓口にて申請してください。

イ 電子申請

区ホームページ(掲載QRコード)から電子申請システムにアクセスし、必要事項を入力の上、申請してください。

区ホームページ



< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

11. 自動車燃料費の助成

本人又は生計を一にする家族が所有する自動車（営業用自動車及び二輪車を除く）の燃料費を助成します。

(1)対象 ※福祉タクシー利用券の交付要件と同じです。

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する心身障がい者の方

- ①身体障害者手帳 下肢又は体幹機能障がい 1～3級
- ②身体障害者手帳 視覚障がい 1・2級 ③身体障害者手帳 上肢機能障がい 1級
- ④身体障害者手帳 内部障がい 1～3級 ⑤愛の手帳 1・2度

(2)助成制限

次のいずれかに該当する方は助成の対象となりません。

- ①対象者又は助成対象者が20歳未満の場合は、対象者の保護者の4月1日基準日における前々年所得が心身障害者福祉手当の所得基準額（145ページ）を超えるとき。
- ②助成対象者が施設入所又は入院しているとき。
- ③助成対象者が福祉タクシー利用券の交付を受けているとき。

(3)助成額

3か月あたり10,500円を限度として助成します。

(4)申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳又は愛の手帳
- ②東京都又は荒川区の自動車税（種別割）減免決定通知書又はそれにかわるもの
（初回のみ車検証で可）
※電子車検証の場合は、電子車検証の他に自動車検査証記録事項も必要です。
- ③運転免許証のコピー（主に自動車を運転される方のもの）
- ④印鑑
- ⑤口座を確認できるもの
- ⑥本人（20歳未満の方についてはその保護者）の所得証明書（転入の方のみ）

＜ 問合せ ＞ 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

12. リフト付自動車利用助成事業

車いすや寝台使用の障がい者がそのまま乗車できるリフト付自動車の利用助成を行います。

(1)対象

次の要件に該当する方

①身体障害者手帳の障がい程度が下肢又は体幹機能障がいの1・2級の方で、次のいずれかに該当する方

・電動車いす(簡易電動車いすを除く)又はリクライニング型など特別仕様の車いすを使用している方(原則として、補装具として支給決定していること)

・愛の手帳1・2度にも該当する重度の重複障がい者で、常時車いすを使用している方

②身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方で、ストレッチャーで移動する必要がある方

③医療的ケアを日常的に受けている方で、常時特別仕様の車いす等を利用している方

(2)内容

区が指定する運送事業者のリフト付自動車の利用にあたって、対象者に以下の利用券を助成します。

①リフト付自動車車いす利用券及びストレッチャー利用券

②リフト付自動車専用券(運賃助成用)

ただし、上記に含まれない特殊介助料金、医療機器使用料金、有料道路料金、駐車料金等は、全額利用者負担となります。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

13. 福祉電話

外出困難な重度障がい者がいる世帯の電話について、基本料金・付加使用料等を助成します。

(1)対象

次の要件に該当する方

生活保護世帯又は住民税非課税世帯のうち身体障害者手帳2級以上を有する18歳以上の聴覚障がい者又は外出困難な重度の身体障がい者がいる世帯

(2)費用

基本料金・付加使用料等を区が負担します。通話料は利用者の負担となります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

14. 手話通訳者・要約筆記者派遣等

○手話通訳者・要約筆記者派遣

事前に荒川区障害者福祉課での利用登録が必要です。

(1)対象

身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者および言語機能障がい者

(2)費用

無料

<利用登録・問合せ>

障害者福祉課障害サービス係 FAX 3802-0819 電話 3802-3417
メール service@city.arakawa.lg.jp

<利用登録後の申込み>

東京手話通訳等派遣センター FAX・電話 6273-0558
メール arakawa@tokyo-shuwacenter.or.jp

※申し込みは、利用の1週間前までにお願いします。

○手話のできる相談員の設置

荒川区役所各部署の窓口での手話通訳のほか、日常生活に関わる相談ができます。

(1)実施日

毎週火曜日 13時～16時

※16時までに受付が済んでいれば、16時以降の相談も可能です。

(2)実施場所

荒川区障害者福祉課窓口又は相談室

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係
電話 3802-3417 FAX 3802-0819

○手話のできる専門職員による相談

< 問合せ > (社福)聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3
電話 6833-5004 FAX 6833-5005

○読話講習会

< 問合せ > 東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022 新宿区新宿二丁目15番27号 第3ヒカリビル5階
電話 3352-3335 FAX 3354-6868

○中途失聴者・難聴者手話講習会

< 問合せ > 東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 意思疎通支援担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電話 5320-4147 FAX 5388-1413

○荒川区電話代行サービス

スマートフォン等のテレビ電話機能を使い、通訳コールセンターを通して、電話をかける仕組みです。利用にあたり、申請書の提出が必要です。

(1)対象

荒川区在住者

(2)費用

無料(サービスにかかる利用料金は、区が負担します。携帯電話等端末の基本利用料金は利用者負担です。)

< 申請・問合せ > 障害者福祉課庶務係 電話 3802-4053

○ビデオ広報の貸し出し

< 問合せ > 広報課 電話 3802-4957

○読話講習 中途失聴者(難聴者)手話講習

< 問合せ > 東京都聴覚障害者自立支援センター

〒150-0011 渋谷区東1-23-3

FAX 5464-6059

電話 5464-6058

○字幕入りビデオ・DVDの貸出し

< 問合せ > (社福)聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

FAX 6833-5005

電話 6833-5004

○喉頭摘出者発声訓練

< 問合せ > (公社)銀鈴会

〒105-0004 港区新橋5-7-13 ビューロ新橋901

FAX 3436-3497

電話 3436-1820

○吃音発声訓練

< 問合せ > (一社)東京言友会

〒170-0005 豊島区南大塚1-30-15

FAX 3942-9438

電話 3942-9436

15. 緊急ファクシミリ通報

聴覚・言語機能障がい者が緊急事態に陥ったとき、消防緊急通報カードを用いて東京消防庁（110番・119番）にファックス通報するシステムです。

※消防緊急通報カードが必要な方にお渡します。

※携帯電話やPHSから電子メールを利用して東京消防庁にメール通報する緊急メール通報もあります。

詳しくは東京消防庁ホームページをご覧ください。

< 問合せ > 東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jg.jp>

16. 視覚障がい者対面音訳者派遣事業

視覚障がい者に対して、対面音訳者を派遣します。

(1)対象

身体障害者手帳を交付された視覚障がい者

(2)回数

月2回まで（1回あたり1時間程度）

(3)内容

①生活上必要不可欠な説明書の音訳

②郵便物の音訳

③新聞、雑誌の音訳

④公的機関等への申請書の代筆

⑤契約書関係以外の代筆

※④、⑤は営業にかかわりのあるものを対象外とします。

(4)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

17. 録音による区報等

○「声のあらかわ区報」「声のわたしの便利帳」

< 問合せ > 広報課 電話 3802-4957

○「声の区議会だより」

< 問合せ > 議会事務局 電話 3802-4991

○家庭生活訓練、中途失明者緊急生活訓練、パソコン講習会等

(1) 費用

無料

< 申込み先 > 東京都盲人福祉協会 電話 3208-9001

FAX 3208-9005

18. 点字図書館

目の不自由な方の教養と福祉の増進をはかるため、点字図書等の貸出しを行っています。図書館により、事業内容、利用方法が異なりますので直接お問合せください。

①点字図書・デージー図書・録音テープなどの製作、貸出し

②盲人生活用具の研究開発と普及

③点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成など

< 問合せ > 日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4 電話 3209-0241

FAX 3204-5641

東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 電話 3200-0987

FAX 3200-0982

日本盲人会連合点字図書館

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 電話 3200-6160

19. 盲ろう者のための相談・訓練

(1) 内容

盲ろう者や関係者からの相談を受け、情報提供や問題解決の支援を行います。又、コミュニケーション、パソコン、生活についての個別訓練、交流会や学習会の開催等を行います。

(2) 費用

無料(ただし、場合によって参加費の自己負担があります。)

< 問合せ > 東京都盲ろう者支援センター

〒162-0832 新宿区岩戸町4番地87 ビルディング岩戸町2階

電話 3864-7003 FAX 3864-7004

メール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

20. 盲ろう者通訳・介助者の派遣

(1)内容

買い物や通院等の外出時の通訳および移動介助。

※事前登録が必要です。

(2)対象

視覚と聴覚の両方の障がいがある身体障害者手帳に記載されている方。

(3)費用

無料(ただし、通訳・介助中の交通費や派遣先までの交通費が上限額を超える場合は、自己負担があります。)

< 問合せ > 東京都盲ろう者支援センター

〒162-0832 新宿区岩戸町4番地87 ビルディング岩戸町2階

電話 3864-7003 FAX 3864-7004

メール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

21. 理美容サービス

理容店・美容店を利用することが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に、理美容券を交付することにより、障がい者が居宅で理美容師の訪問サービスを受けられます。

(1)対象

65歳未満で下肢・体幹に係る身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度で常に寝たきりの方。

(2)費用

利用するときに、料金の一部を業者に支払っていただきます。

・本人の住民税が課税の場合 → 2,000円

・本人の住民税が非課税の場合 → 1,000円

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

22. 巡回入浴サービス

自宅や公衆浴場での入浴が困難な重度の障がい者に、巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

(1)対象

下肢・体幹に係る身体障害者手帳3級以上または愛の手帳1・2度で入浴することが困難な方。

※65歳以上及び介護保険第2号被保険者の方は除きます。

ただし、次のいずれかに該当する方はご利用になれません。

- ①感染性疾患にかかっている方
- ②心臓又は血管系等の病気等により、入浴が不適當な方
- ③入浴について、医師の了解が得られない方
- ④入浴に際し、介助に当たる家族等がいない方

(2)回数

週1回 年52回

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

23. 紙おむつ購入費等の助成

重度心身障がい者(児)の方に紙おむつ購入費の一部を助成します。

(1)対象

3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の交付を受け、おむつを常時必要とする方。

(2)助成内容

区内の薬局又は介護用品店で利用できる13,000円(月額)の紙おむつ購入券を給付します。

入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない方には、13,000円(月額)を限度としておむつ代の助成を行います。

(3)費用

助成額の10%の自己負担があります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

24. 配食見守りサービス

65歳未満で、重度の障がいにより調理ができないひとり暮らし等の障がい者に食事を配達します。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の方の地域社会での自立生活を支援します。

(1)対象

下記の要件にすべて該当する方

①65歳未満で、次の各号のいずれかの世帯

- ・ひとり暮らしの障がい者
- ・障がい者と65歳以上の高齢者のみ
- ・障がい者のみ

②身体障害者手帳 上肢・体幹・視覚障がい1・2級の方

③栄養補給が十分でない方

(2)回数

昼食を週7回まで(調査により回数を決定します)

※ただし、障害福祉サービス等の利用日を除きます。

(3)費用

無料(昼食代は利用者の負担となります)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

25. 寝具洗濯乾燥消毒

寝具を洗濯乾燥することが困難な重度心身障がい者に対して、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。

(1)対象

65歳未満の身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の方で次の各号のいずれかに該当する方

- ①寝たきり状態のため、寝具の洗濯乾燥を必要とする場合
- ②ひとり暮らしであって、障がいのため寝具の洗濯乾燥が困難な場合
- ③家族の介護が十分に得られず寝具の洗濯乾燥が困難な場合

(2)回数

原則として月1回(毛布や布団などを、毎月1回乾燥消毒します。また、年1回水洗いサービス

も行います)

(3)費用

寝具の洗濯乾燥にかかる費用の10%を自己負担していただきます。(生活保護受給者は自己負担なし)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

26. 緊急通報システム

ひとり暮らし等の重度身体障がい者が緊急事態に陥ったとき、緊急通報システム機器を用いて民間受信センターに通報し、関係機関および専門の現場派遣員による救護等を行う制度です。

(1)対象

荒川区内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし等であって、身体障害者手帳1・2級の方。

(2)費用

システム機器のレンタル料の3%分(月額)の自己負担があります。(生活保護受給世帯および住民税非課税世帯は自己負担なし)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

27. 重度脳性まひ者への介護人派遣

(1)対象

20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性まひ者で、屋外活動することが困難な方を対象に、その方が推薦する介護人に介護手当を支給します。

(障害者総合支援法による障害福祉サービスとの重複利用はできません)

(2)内容

外出の付添い、その他必要な要務を行います。派遣は1ヶ月12回以内で介護券を発行します。

(3)手当

介護人に対する手当の額 1回 6,560円

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

28. グループホーム家賃助成

グループホームの入居者の所得状況に応じて、入居者が支払った家賃の一部を助成します。

(1)対象

グループホームに入居している18歳以上の知的障がい者、身体障がい者、難病患者

(2)支給制限

次に該当する方は助成の対象となりません。

- ①通過型のグループホームに入居しているとき。
- ②入居者の所得額(月額)が97,000円以上の者。

所得額は、入居者の収入月額から必要経費を控除した額です。

ただし、4月家賃分から6月家賃分までは前々年の収入、7月家賃分から3月家賃分までは前年の収入が対象です。詳細はお問い合わせください。

(3)助成額

入居者の所得額	助成額 ※
月額73,000円未満	24,000円
月額73,000円以上 97,000円未満	12,000円

※ただし、家賃額が助成額を下回る場合は家賃額までが助成されます。

また、特定障害者特別給付費対象者は、助成額から特定障害者特別給付費を控除した額が助成されます。

(4)支給方法

入居のあった月の翌々月に、本人名義の預金口座に振り込みます。

(5)申請に必要なもの

- ①家賃領収書の写し
- ②入居先グループホームの利用契約書(重要事項説明書含む)の写し
- ③助成額算出のための以下の書類の写し
 - ・収入のわかるもの(年金振込通知書、給料明細書、源泉徴収票、各種手当の決定通知書、収入のわかる本人名義の預金通帳など)
 - ・必要経費のわかるもの(社会保険料支払領収書、源泉徴収票、必要経費のわかる本人名義の預金通帳など)

一度の申請で6月の家賃分まで助成額を決定します。引き続き助成を受けたい方は毎年更新が必要です。

< 申請・問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

29. 重症心身障がい児者等留守番看護師派遣事業

在宅で、常時、医療行為が必要な重症心身障がい児者等の自宅へ留守番看護師を派遣して、不在の家族の代わりに看護を行うことで、家庭で生活する重症心身障がい児者等と常に介護をしている家族の安定した地域生活を支援します。

(1)対象

次の要件をすべて満たしている方

※介護保険における要介護認定を受けている方は除きます。

①18歳に達する日の前日までに、次のいずれかに該当した方

・愛の手帳の1度又は2度、身体障害者手帳の1級又は2級(下肢機能障がいもしくは体幹機能障がいに限る)を取得した方

・下表に掲げるいずれかの医療的ケアを日常的に受けている方

②医療保険等による訪問看護を利用している方、又は利用を予定している方

③在宅で生活している方

1	人工呼吸器管理	7	中心静脈栄養(IVH)
2	気管内挿管・気管切開	8	経管(経鼻・胃ろう含む)
3	鼻咽頭エアウェイ	9	腸ろう・腸管栄養
4	酸素吸入	10	継続する透析(腹膜かん流を含む)
5	1日当たり6回以上の頻回の吸引	11	定期導尿(1日当たり3回以上)
6	ネブライザー (1日当たり6回以上又は継続使用)	12	人工肛門

※毎日行う機械的起動加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP 等は、人工呼吸管理に含む。

※定期導尿については、人工ぼうこうを含む

(2)内容

ご自宅に留守番看護師を派遣します。

利用時間:1回 2時間から4時間までの30分単位

利用時間上限:1年度につき288時間

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

30. 医療的ケア児等家庭家事サポート事業

在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣し、介護を行う家族等の家事負担軽減を図ることで、当該児童の学習、休養、余暇、保護者とのふれあい等の機会の確保を支援します。 ※利用には登録が必要です。

(1)対象

日常生活を営むために医療を要する状態にある児者や、重症心身障がい児者等と暮らす児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育する家庭

(2)内容

簡易な食事の準備、衣類の洗濯・補修、居室の掃除・整理整頓等を行うホームヘルパーをご自宅に派遣します。

利用回数：医療的ケア児等1人につき1月あたり26時間まで

利用時間：午前7時～午後8時、1回につき3時間まで

※但し、利用日時は事業所の対応可能な日時となります。

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

31. 医療的ケア児等地域コーディネーター

ケースに応じた支援へとつなげていくための専門の窓口として、医療的ケア児等地域コーディネーターを荒川区基幹相談支援センターに設置し、医療的ケア児等とその家族、関係者からの相談に応じています。

(1)対象

医療的ケア児等とその家族

(2)内容

電話や訪問、オンラインで相談に応じます。医療的ケア児等を各々の発達段階や状態に応じて、病院や訪問看護ステーション、幼稚園、保育園や学校、福祉サービス事業所など関係機関と連携し、チームでサポートします。

【相談先】 荒川区基幹相談支援センター 電話 3801-8060

【事業について】 障害者福祉課庶務係 電話 3802-4053

32. 障がい者における避難行動要支援者登録事業

災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、地震などの大規模災害や火災等の緊急時における安否確認・避難支援等に役立てます。

※これまで区が作成してきた「緊急時等要援護者名簿」については、「避難行動要支援者名簿」への移行を進めていきます。

(1)対象

以下のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定め、「避難行動要支援者名簿」へ自動登録します。

- ①身体障害者手帳 1 級～2 級をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

ただし、施設や病院などに長期入所、長期入院されている方は、対象ではありません。

※①～③以外の方で、自力での避難が困難であると区長が認める場合、別途、申請での登録が可能です。

(2)内容

①要支援者名簿の作成

・平常時(名簿情報を平常時から外部提供することへ同意した場合)

区から各支援機関に名簿を配布するとともに、防災訓練や防災の啓発に活用する。

・災害時

区から各支援機関に名簿を配布するとともに、災害時の避難行動の支援や安否確認等を行う。

②支援機関(名簿の外部提供先)

区内の警察署、消防署、民生委員、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

33. 車いすの貸し出し

一時的に車いすが必要になった方に車いすをお貸しします。詳細については下記にお問合せください。

< 問合せ > 荒川区社会福祉協議会 電話 3802-2794
FAX 3802-3831
荒川たんぽぽセンター(荒川区立心身障害者福祉センター)
電話 3891-6824 FAX 3807-8483

34. 補助犬の給付

(1)対象

都内に居住する満18歳以上の在宅の身体障がい者で、次の要件を満たす方。

- ・盲導犬…視覚障がい1級の方
- ・介助犬…肢体不自由1・2級の方
- ・聴導犬…聴覚障がい2級の方
- ①都内におおむね1年以上居住している方
- ②所定の訓練を受け、補助犬の飼育ができる方
- ③自宅以外の場合は、補助犬の飼育について家屋の所有者、管理人の承諾が得られる方
- ④世帯の所得税額が平均月額77,000円未満である方
- ⑤社会活動への参加に効果があると認められる方

(2)費用

無料(ただし、飼育費は本人負担です)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

35. 区立図書館

荒川区立図書館では、小説をはじめ専門書、実用書、雑誌、絵本、CD、DVD、ビデオテープなどの貸出しを行っています。

《障がい者サービス》

図書館にお越しいただくのが困難な区内在住の方に、点字図書・録音図書や本・CDなどを宅配いたします。また、目の不自由な方に、宅配のほか図書などの郵送、館内で資料を直接お読みする対面音訳を行っています(対面音訳は、汐入および冠新道図書サービスステーションは除く)。

また、デージー図書・マルチメディアデージー図書、プレクストーク(デージー再生機)、LLブック、大活字本等の貸出しも行っています。

《視覚障がい者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー」》

荒川区にお住まいで、身体障害者手帳(視覚障がい)をお持ちの方が利用できます。小説や実用書などの電子書籍をスマートフォンのアクセシビリティ機能を使用して、音声自動読み上げで提供します。

< 問合せ > ゆいの森あらかわ 電話 3891-4349 ほか各地域図書館
FAX 3891-4350

36. 心身障害者休養ホーム

心身障がい者(児)の方が家族の方などとくつろげる指定保養施設を利用する際に、利用者の宿泊料の一部を助成します。

(1)対象

都内在住で、身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を受けている方と付き添いの方(ただし、障がい者(児)1人につき1人)

(2)助成回数

1人年間2泊まで(4月1日から翌年3月31日まで)

(3)助成額

1泊につき、本人は①大人6,490円 ②小学生以下5,770円

付添者は①大人3,250円

(4)利用方法

利用申込書は障害者福祉課に用意してあります。

あらかじめ電話等で日本チャリティ協会へ申し込んでください。利用予約が決まると、同会から利用券が送付されます。

保養施設利用のとき、利用券と身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参し、施設の窓口で利用券を提出し、手帳を見せて、自己負担額(利用料から助成額を差し引いた額)を支払います。

(5)利用予約

日本チャリティ協会

〒160-0004 新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4F

電話 3353-5942

FAX 3359-7964

37. ホテルグリーンパール那須

(1)内容

区民の保養施設として多くの方にご利用いただいているグリーンパール那須には、使用料の減額制度があります。保養施設利用時に、手帳又は医療券・受給者証を提示してください。また、身体障がい者の方が優先的にご利用いただけるお部屋（洋間1室、定員2名）もあります。

(2)対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④被爆者健康手帳をお持ちの方
- ⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

(3)利用料

上記①～⑤の方は1泊2,000円、①～⑤の子どもは1泊1,000円、それぞれ割引になります。
下記コールセンターへ電話予約してください。

(4)利用予約

フォレストリゾート予約コールセンター 電話 0570-038-489

38. 清里高原ロッジ・少年自然の家

(1)内容

豊かな自然の中で青少年や区民の方が過ごせる施設で、下記の障がい者の方等が利用する場合、使用料が半額になります。

※年度内2泊まで（食事代は減額されません）。

(2)対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④被爆者健康手帳をお持ちの方
- ⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

(3)開設時期

4月下旬から11月上旬まで（詳細はお問い合わせください）

※令和7年度は10月24日（金）までとなります。

< 問合せ > 清里高原ロッジ・少年自然の家 電話 0551-48-2295

39. 荒川ばん座位体操

(1)内容

健康増進を目指して 安心して日々の生活を送る上で、健康を維持することは最も大切なことです。

荒川区では、区民の誰もが健康で自分らしく暮らし続けていただけるよう、東京都立大学のご協力のもとに、障がい者向けの健康体操「荒川ばん座位体操」を開発しました。

《荒川ばんざい体操とは》

この体操は、ひとりでも多くの方（ばんにん）が、いすに腰掛けた姿勢（座位）で行える10分間の体操です。自発的に手足を動かすことができない方も、介助者と一緒に楽しく行える内容です。

・体操のおもな目的

- ①からだの動きにあわせ深呼吸や大きく声を出すことで、呼吸機能の向上を図る
- ②下肢の運動や腹式呼吸により、血行を高め、足先のむくみを軽減する
- ③肩や腰の運動やストレッチにより、肩こり、腰痛を予防する
- ④手足を動かすことで、関節の動きを維持する
- ⑤一緒に運動することで、「気持ちいい」「楽しい」という心理的な効果を得る

(2)対象

健康体操に興味のある方。

(3)実施場所

以下の区内施設で体操を定期的に行っています(令和6年4月現在)。

実施場所、実施日など、変更する場合がありますので、参加を希望される方はお問い合わせください。

①荒川たんぽぽセンター

所在地 荒川区荒川1-53-20

電話 3891-6824

FAX 3807-8483

②アクロスあらかわ

所在地 荒川区荒川2-57-8

電話 3803-6221

FAX 3803-6222

③義肢装具サポートセンター

所在地 荒川区南千住4-3-3

電話 5615-3313

④西尾久ふれあい館

所在地 荒川区西尾久8-33-31

電話 3810-6219

FAX 3810-6251

⑤町屋ふれあい館

所在地 荒川区町屋1-35-8

電話 3800-2011

FAX 3800-2013

⑥その他 ※詳しくは担当までお問い合わせください。

(4)費用

無料

(5)その他

体操ビデオ等の配布・動画の視聴

体操ビデオ(ビデオディスク)、音声による解説 CD をご用意しておりますので、ご利用を希望される方はお問い合わせください。

以下の QR コードからもばん座位体操の動画を視聴できます。

①荒川ばん座位体操

https://www.youtube.com/watch?v=guMEV5-M_cI



②特集「荒川ばん座位体操」

<https://www.youtube.com/watch?v=OSS-JcbtK6U>



③「手話付き放送」特集「荒川ばん座位体操フェスタ

～体操誕生から 15 周年～」

<https://www.youtube.com/watch?v=d-606BtllfQ>



(6)製作・著作

荒川区・東京都立大学

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

FAX 3802-0819

40. 文化・スポーツ施設

○ゆいの森あらかわ駐車場

(1)内容

障がいのある方等への駐車料金の免除制度があります。1 階総合受付に手帳等を提示してください。

(2)対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④被爆者健康手帳をお持ちの方
- ⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

< 問合せ > ゆいの森あらかわ 電話 3891-4349 FAX 3891-4350

○荒川ふるさと文化館

(1) 内容

障がいのある方等への観覧料の免除制度があります。受付に手帳等を提示してください。

(2) 対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④被爆者健康手帳をお持ちの方
- ⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

※介助者についても1名まで無料です

< 問合せ > 荒川ふるさと文化館 電話 3807-9234 FAX 3803-7744

○荒川総合スポーツセンター

(1) 内容

楽しく気軽に、健康な汗を流せるスポーツ・レクリエーション施設です。個人利用料金・駐車料金の免除制度、団体利用料金の減額制度があります。初回利用時に、総合受付に手帳等証明できるものを提示してください。

(2)対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

④被爆者健康手帳をお持ちの方

⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

※介助者についても、介助目的であれば無料となりますので、ご相談ください。(介助者は原則1名となりますが、2名以上必要な方は受付にご相談ください)

< 問合せ > 荒川総合スポーツセンター 荒川区南千住6-45-5

電話 3802-3901 FAX 5604-9023

○あらかわ遊園スポーツハウス

令和7年度はリニューアル工事により休館
(以下はリニューアル前の情報になります)

(1)内容

スポーツを気軽に楽しみ心地よい汗を流せる施設です。温水プール・トレーニングルーム・アリーナでの個人使用料の免除制度があります。初回利用時に、総合受付に手帳等証明できるものを提示してください。

(2)対象

①身体障害者手帳をお持ちの方

②愛の手帳をお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

④被爆者健康手帳をお持ちの方

⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

※介助者についても、介助目的であれば無料となりますので、ご相談ください。(介助者は原則1名となりますが、2名以上必要な方は受付にご相談ください)

< 問合せ > あらかわ遊園スポーツハウス 荒川区西尾久8-3-1

電話 3800-7333 FAX 3800-7331

○あらかわ遊園

(1)内容

のりもの広場、どうぶつ広場、つり堀など子どもから大人まで楽しく遊べる施設です。入園料の免除制度があります。入園ゲートで手帳等証明できるものを提示してください。また、アトラクションが乗り放題のフレンドパスポート(年間パスポート)を販売しています。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。

(2)対象

①身体障害者手帳をお持ちの方

②愛の手帳をお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- ④被爆者健康手帳をお持ちの方
- ⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

※介助者についても、介助目的であれば1名まで入園料無料となります。

< 問合せ > あらかわ遊園 荒川区西尾久6-35-11 電話 3893-6003

FAX 3893-6089

○あらかわ遊園地下駐車場

(1)内容

地下自走式駐車場で114台収容できます。対象者本人及び同乗者が運転して地下駐車場を利用する場合、手帳を提示すると駐車料金が免除されます。窓口で手帳等証明できるものを提示してください。

(2)対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④被爆者健康手帳をお持ちの方
- ⑤難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

< 問合せ > あらかわ遊園 荒川区西尾久6-35-11 電話 3893-6003

41. 選挙

○郵便等投票制度

(1)内容

投票所へ行くことが困難な方が、自宅などから郵便等で投票できる制度です。郵便等投票を行うには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。

(2)対象

郵便等投票の対象になる方は、公職選挙法の定めにより、いずれかの障がい・等級に該当する方です。ただし、郵便等投票ができる障がい・等級に該当し、さらに上肢・視覚の障がい1級の方は、選挙権を有する他の方に代理記載させることができます。

手帳等の種類	障がいの種類・要介護状態区分	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級若しくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級若しくは3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	—

(3) 郵便等投票証明書

この制度の利用を希望される方は、郵便等投票証明書交付申請書に必要事項を記入の上、身体障害者手帳等を添えて申請してください。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

○代理・点字投票制度

各投票所では、身体の不自由な方、字の書けない方に係員が投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方には、点字投票の制度もありますので、投票所の係員にお申し出ください。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

○投票支援カード

投票所で、代理投票や投票所内での誘導等の支援が必要な場合には、事前に投票支援カードに受けたい支援を記入した上で、投票所整理券とともに投票所にいる係員に渡すことで、必要な支援等を円滑に受けることができます。

投票支援カードは、投票所整理券での同封や区の選挙時特集ホームページでダウンロードできる他、当日・期日前投票所に備え置いています。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

○投票用紙記入補助具

投票用紙に自筆する際に、記入する枠がよく見えないなど不安がある方が、記入する枠がわかりやすくなるようにご使用いただくものです。記入する枠の部分が切り抜かれていますので、表面を手で触ることで、記入する位置がわかるようになっています。

投票用紙記入補助具は、当日・期日前投票所に備え置いていますので、利用を希望する方は投票所の係員にお申し出ください。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

42. 粗大ごみ・家庭ごみ

○粗大ごみ処理手数料の免除

(1)対象

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者
- ③老齢福祉年金受給者ほか

※障害者手帳を持っているだけでは該当しません。

< 問合せ > 粗大ごみ受付センター 電話 6420-3353

清掃リサイクル推進課作業係 電話 3892-4671

○粗大ごみの運び出し

粗大ごみを屋外にご自身で運び出すことが困難で、区内に65歳未満の親族が住んでいない等、協力が得られない場合、以下のいずれかに該当する世帯を対象に運び出しを行います。

(要問合せ)

(1)対象

- ①65歳以上の者のみで構成されている世帯
- ②身体に障がいの有する者のみで構成されている世帯

< 問合せ > 清掃リサイクル推進課作業係 電話 3892-4671

○家庭ごみの戸別収集

家庭ごみをご自身で集積所へ持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当し、かつ、他の者の協力が得られない世帯を対象に、現地調査等の結果を踏まえ、ごみの戸別収集を実施します。

(要問合せ)

(1)対象

- ①高齢者(65歳以上の者のうち要介護2以上の認定を受け、又はこれと同等の状態にあると認められる者)のみで構成されている世帯
- ②障がい者(身体・精神2級以上・愛の手帳を所持している者)のみで構成されている世帯

< 問合せ > 清掃リサイクル推進課作業係 電話 3892-4671